

西郷村告示第40号

令和8年第1回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和8年2月26日

西郷村長 高橋 廣志

記

1. 期 日 令和8年3月5日

2. 場 所 西郷村議会議場

## 応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（15名）

1 番 欠 員	2 番 須藤正樹君	3 番 山崎 昇君
4 番 鈴木昭司君	5 番 大竹憂子君	6 番 鈴木 修君
7 番 君島栄一君	8 番 鈴木武男君	9 番 河西美次君
10 番 真船正康君	11 番 鈴木勝久君	12 番 藤田節夫君
13 番 上田秀人君	14 番 大石雪雄君	15 番 矢吹利夫君
16 番 真船正晃君		

・ 不応招議員（なし）

令和 8 年第 1 回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

令和 8 年 3 月 5 日（木曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3 号 西郷村職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 西郷村職員の配偶者同行休業に関する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 西郷村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 10 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 11 号 西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 12 号 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 13 号 語学指導を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例
- 日程第 14 議案第 14 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 15 号 西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 16 号 西郷村墓地管理基金条例
- 日程第 17 議案第 17 号 西郷村墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 18 号 西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 19 号 西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 日程第 20 議案第 20 号 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 21 号 西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 22 号 西郷村下水道条例の全部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 23 号 西郷村下水道条例の全部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 日程第24 議案第24号 白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業令和7・8年度債務負担行為折口原公園整備工事（公園・駐車場）請負契約について
- 日程第25 議案第25号 西郷村道路線の認定について
- 日程第26 議案第26号 指定管理者の指定について（西郷村高齢者生活支援センター）
- 日程第27 議案第27号 指定管理者の指定について（集会施設）
- 日程第28 議案第28号 令和8年度西郷村一般会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和8年度西郷村国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和8年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和8年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 令和8年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第33 議案第33号 令和8年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第34 議案第34号 令和8年度西郷村下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第35号 令和7年度西郷村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第36 議案第36号 令和7年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第37号 令和7年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第38号 令和7年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第39号 令和7年度西郷村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第40 議案第40号 令和7年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第41号 令和7年度西郷村下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第42 白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告
- 日程第43 例月出納検査及び定期監査結果報告

・出席議員（15名）

1番 欠 員	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	入来真由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	木村三義君
税 務 課 長	須藤隆士君	住民生活課長	仁平隆太君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	田島貴志君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	添田真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開会と開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 本日の日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

閉会中に許可いたしました議員辞職の件について、会議規則第98条及び第99条の規定に基づき、ご報告をいたします。

去る、2月20日、小澤佑太君より2月21日をもって議員を辞職したいとの議員辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条に基づき、議長において辞職を許可いたしました。

以上、ご報告いたします。

続きまして、先月までの議長行動表、監査結果報告書、入札結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告書、令和7年第4回西郷村議会定例会会議録、令和8年第1回西郷村議会定例会一般質問通告表をそれぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、これまでに受理いたしました陳情2件につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、別表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

また、郵送による陳情書が3件提出されておりますので、閲覧に供することといたします。

閲覧を希望する方は、議会事務局に申し出るようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。

本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席しております。

それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（真船正晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に6番鈴木修君、7番君島栄一君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、3月3日に開催されました議会運営委員会において、お手元に配付いたしました日程表のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より3月12日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月12日までの8日間と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第3号～議案第41号）

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第3、議案第3号より日程第41、議案第41号までの議案39件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 村長の令和8年度における施政方針及び提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

本日、ここに令和8年第1回西郷村議会定例会を招集し、令和8年度一般会計当初予算をはじめ、諸議案のご審議をお願いするに当たり、村政運営の所信の一端と主要事業及び財政運営の方針についてご説明申し上げます。

私は、このたびの選挙におきまして、多くの村民の皆様から温かいご支援とご支持を賜り、引き続き村政を担わせていただくことになりました。これは、村民の皆様から2期8年の取組を評価していただいた結果であり、私が掲げてまいりました「村民一人ひとりが輝き、そして誰からも愛される村」を目指した村づくりに対する期待の大きさの表れであると受け止めており、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

このたびの選挙戦を通じて、村内をくまなく歩く中で、多くの村民の皆様や事業者の皆様から、村政に対する様々なご意見やご要望を数多くいただきました。私は、こうした村民の皆様の想いをしっかりと受け止め、今後の村政運営に誠実に反映していく決意であります。

私は、今回の選挙において「未来へつなぐ、未来を守る、未来に挑戦」を政策ビジョンとして掲げてまいりました。これまでの歩みを礎に、新たな課題に果敢に挑戦し、次の世代へ、そして未来へと確かな形をつなぐ村政運営に全身全霊で取り組んでまいります。

議員各位ならびに村民の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、昨年の世界情勢を振り返りますと、各地で不安定な状況が続いた一年でありました。ウクライナでは、戦争が長期化し中東でも衝突や対立が続くなど、地域紛争が世界に大きな影響を与えました。こうした動きは、エネルギー価格や世界経済にも影響し、政界情勢が安定しない一年でした。

また、各国のインフレ抑制を目的とした金融引締めや金利政策の見直しが行われ、為替や市場が変動し、日本においても物価上昇や資材単価の高騰として影響が及びました。

さらに、世界各地で異常気象や自然災害が相次ぎ、気候変動への対応が喫緊の課題であることを改めて強く感じた一年でもありました。

一方、国内情勢においては、円安傾向の継続や世界的なエネルギー価格の影響を受け、電気、ガス料金や食料品価格の高止まりが続いており、特に、原材料費や燃料費の上昇は、家計だけではなく、公共施設の維持管理費や公共工事費の増加にも影響を及ぼしました。

また、人手不足は運輸、建設、介護など幅広い分野で深刻化し、処遇改善や業務効率化、外国人材の受入れ拡大等への対応が求められた一年となりました。

自然災害の面では、各地で記録的な猛暑や局地的な豪雨が発生し、熱中症による救急搬送の増加、農作物被害、河川の増水や土砂災害、住家被害が相次ぎました。

また、地震や山火事なども発生し、防災減災対策の重要性と、平時からの備えの必要性が改めて認識されたところでもあります。

そうした中、村内に目を向けますと、「東京2025デフリンピック」が開催され、デフバスケットボール男子日本代表として、本村出身の越前由喜選手が出場し、世界屈指の強豪アルゼンチンに勝利するなど、その活躍は多くの方々に勇気と感動を与えてくださいました。勝敗を超えて、最後まで諦めず挑戦する姿は、本村にとって大きな誇りであり、ここに改めて越前選手の努力と挑戦に対し、心から敬意を表したいと存じます。

また、昨年は本村の村立小学校4校が、創立150周年という大きな節目を迎えました。明治8年の創立以来、大正、昭和、平成、そして、令和へと時代の移り変わりの中にあっても、常に地域と共に歩み、学びの灯を守り続けてまいりました。その長い歴史の中で、地域の皆様や歴代の教職員の皆様のご尽力により、多くの子どもたちがこの学びやで学び、成長し、社会へと羽ばたいてまいりました。その歩みは、本村の誇りであり、かけがえのない財産であります。

一方で、少子化の進行や社会環境の変化を踏まえ、将来にわたってより良い教育環境を確保していくためには、学校の在り方についても地域の皆様と共に考えていくことが求められております。これまで築かれてきた150年の歴史と伝統を大切にしながら、子どもたちにとって最善の教育とは何かを見据え、柔軟に歩みを進めていくことが重要であると考えております。

さて、令和8年度は、平成28年度に拠点づくりプロジェクト計画を策定して以降、約10年間にわたり取り組んでまいりました新庁舎が開庁する節目の年度となります。新庁舎は、行政サービスの向上や防災、減災機能の強化に加え、村民の交流やにぎわいの創出を図る拠点として位置づけております。

また、一体的に整備を進めてまいりました新庁舎エリアにつきましては、令和8年度に計画している公園整備、旧庁舎解体等をもって整備が完了いたします。今後は、庁舎エリア全体を行政運営の中核として、また、地域に開かれた空間として活用し、円滑で効率的な村政運営と地域の活性化につなげてまいりたいと思います。

さらに、令和8年度は、西郷村第4次総合振興計画の最終年度となることから、これまでの9年間、村民の皆様と共に取り組んできた各施策の総括を行うとともに、その成果や課題を的確に検証し、次期総合計画へと着実に繋げていく重要な年度とな

ります。その最終年度として、現計画の将来像である「人と自然が輝き 笑顔を未来へつなぐ さわやか高原公園都市にしごう」の実現を目指し、村民の皆様がいつまでも幸せに住み続けることができる村をつくるため、全力で取り組んでまいります。

それでは、令和8年度の主要な施策について、西郷村総合振興計画に掲げます8つの基本目標の分野に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、基本目標1の「子ども・子育て・少子化対策」分野について申し上げます。

結婚を望む方への支援につきましては、県南9市町村と連携しマッチングアプリを活用した結婚支援に取り組むとともに、引き続き栃木県那須町と連携した婚活イベント、「Nコン」を実施し、若い世代の声に耳を傾けながら、地域全体で結婚を応援する機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、子どもを望む方への経済的支援につきましては、村独自の施策として不妊治療支援事業を実施し、子どもを望む夫婦の経済的負担軽減を図り、出産を希望する人が安心して産み育てられる支援に取り組んでまいります。

また、安心して子どもを産み育てられる子育て支援として、西郷村子育て応援クーポン事業を実施し、子育てを応援してまいります。

さらに、保育園待機児童の早期解消に向けた取組として、保育士等处遇改善事業により保育士の確保に努めるとともに、保育士加配等支援事業や保育所等支援事業による保育サービスの運営支援を実施します。

また、認可外保育施設利用者負担軽減事業による利用者への支援を実施するとともに就学前教育・保育施設整備事業により、小規模保育事業所の整備を補助し、待機児童解消を目指してまいります。

また、令和8年4月より保育園等を利用していないお子さんが、保護者の就労の有無に関係なく、利用可能枠の範囲で保育施設を利用することができる「こども誰でも通園制度」に取り組み、同年代のこども同士の関わる機会の場をつくることで、子どもの発達を促すとともに、子育て家庭を支援する体制づくりを進め、誰もが安心して子育てができる村づくりを推進してまいります。

次に、基本目標2の「教育・文化・スポーツ分野」について申し上げます。

まず、少子化を見据えた村立小・中学校の在り方であります。

令和7年度は、西郷村学校適正化配置検討委員会の提言を踏まえ、村民へのアンケート調査や児童・生徒、保護者、学校、地域住民等と教育環境の現状や少子化に伴う学校の在り方について意見交換などを行いました。この意見等を踏まえ西郷村の望ましい教育環境の在り方に関する方針を策定し、未来を担う子どもたちのために、村全体と将来を見据え、子どもたちにとってよりよい教育環境の実現とこれからの学校づくりに早急に取り組んでまいります。

また、子ども及び保護者が抱える様々な悩みや課題の解消に向けて教育支援室を村文化センター内に設置し、相談業務等を行います。あわせて、教員経験を有する専門職を教育支援室に配置し、不登校及びその傾向にある児童・生徒に対して、学校生活

への復帰を目指した必要な支援を行います。

さらに、教育支援室では、教職員を対象とした研修の企画や授業研究への支援を行い、指導力の向上を図り、学校教育全体の質的向上を図ります。

さらに、令和8年度から中学生の理数系教科に対する学習意欲や学力の向上を図るため、数学検定を受検する生徒に対し検定料を補助いたします。

生涯学習につきましては、学校運営協議会（コミュニティスクール）と地域による学校協働活動の一体的な推進を図るため、学校と地域の連絡調整を担う地域コーディネーターを配置し、学校運営への地域の多様な参画を促してまいります。

また、新庁舎の完成に伴い、教育委員会機能は新庁舎に集約され、文化センターには中央公民館を配置します。中央公民館としての機能強化を図り、村民の学習の場として、より利用しやすい施設となるよう文化センターの改修を進めてまいります。

次に、基本目標3の「産業・観光・交流」分野について申し上げます。

農業振興につきましては、新規就農者確保事業として、次世代を担う農業者の確保を目的に、新規就農者が経営開始後早期に安定した経営を確立できるよう、経営発展に必要な機械や施設等の導入に対する助成を行い、農業人材の呼び込みと定着を図ります。

また、水稻農家を支援する施策として実施している米消費拡大事業子育て応援米につきましては、農業振興及び子育て支援対策の両面における支援として、引き続き実施してまいります。

次に、村内の農業振興や農業経営者の育成、にぎわいの創出と地域経済の活性化を目的に平成30年6月にオープンした「まるごと西郷館」ですが、オープンから8年が経過し売上げが初年度の1億3,000万円と比較して、約2倍に増加し、出荷者数や来館者数も順調に伸びています。

一方で、売場面積や飲食スペース、バックヤード等が手狭な状況になっていることから施設の増改築を行います。これにより、利便性や作業効率の向上、受入れ態勢の強化による出荷者の拡大を促し、農業振興及び直売機能の一層の充実を図ります。あわせて、農産物や地域資源と連動した観光案内機能を新たに整備し、来館者への情報発信や周遊促進を強化することで、農業と観光が連携した交流拠点としての機能向上を図り、村の魅力発信と観光推進を行い、交流人口の拡大や村の魅力発信につなげます。

農業基盤の整備につきましては、事業実施主体である福島県と協同し、長年の懸案事項である明治堀水路の改修を進めてまいります。令和8年度は、測量設計、用地買収及び工事に一部着手しバイパスとなる水路整備を行います。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業支援として、中小企業経営合理化資金融資の原資貸付けや利子の補助などを引き続き実施するとともに、勤労者支援融資制度として、村民及び村内企業勤務者へ低利な資金を融資することにより、企業勤務者の生活の安定を図ってまいります。

さらに、令和8年度から新たに個人事業主休業時支援事業を実施し、個人事業主が

傷病により一時的に事業を休業した際、期間に応じて補助金を支給することで、安心して事業再開ができるよう支援いたします。

次に、観光振興につきましては、2026年4月から6月に県内全域で「ふくしまデスティネーションキャンペーン」が開催されます。

本村においては、前年に好評を博したウオーキングイベント「源流の里・西郷村ワンデーマーチ」を実施し、本村の豊かな自然の魅力を体感していただく機会を創出します。前年のプレDCにおいては、全国各地から多くの参加者を迎え高い評価を得たことから、今年度はまるごと西郷館で開催するマルシェと併せて実施し、来場者へのおもてなしの充実や飲食、物販の楽しみの要素を加えることで、イベントのさらなる魅力向上を図ります。あわせて、交流人口の拡大や村の魅力発信につなげます。

次に、移住・定住促進につきましては、東北新幹線の駅を有する強みを活かし、若者世代の流出抑止や子育て世代の経済的負担軽減、地元就職率向上に繋げるため、昨年度から県内で初めて新幹線通学補助事業を実施いたしました。

本事業は、報道等でも取り上げられ、村民の方から問合せや要望が寄せられており、令和8年度も利用者の増加が見込まれることから、引き続き若者世代の流出対策として取り組んでまいります。

また、県内では西郷村が初となる福島県と連携した「おてつたび」を活用する事業者の支援や「東京にしごう会」との交流、東京都大田区の商店街での西郷産野菜の販売会や村内企業とのコマ対戦などの交流を生かして、関係人口の創出を図ってまいります。

次に、基本目標4の「都市基盤整備」について申し上げます。

道路環境の整備につきましては、防衛省の補助事業により昨年度に引き続き、上新田・中久保線の早期完成に向け計画的に歩道整備を進めてまいります。

また、社会資本整備総合交付金を活用し、上野原2号線や折口原鶴生線の通学路を整備し、安全・安心な歩行空間の確保に努めてまいります。

次に、公園整備につきましては、生活環境の向上とともににぎわいの場を創出するため上野原公園の一部を改修し、村民の皆様の憩いとやすらぎの場として大型遊具や健康遊具等を整備してまいります。

さらに、新庁舎に隣接して防衛省の補助事業により折口原防災公園を整備し、平時は憩いの場やイベント会場として活用し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、災害時は一時避難所としてマンホールトイレやかまどベンチ等を整備し、住民の生命を守り、生活を支える拠点を確保してまいります。

次に、公共交通につきましては、令和7年度に策定した地域公共交通計画を踏まえ、AIデマンド交通の導入を進めます。AIを活用することで、当日予約を可能とし、運行経路も最適化されるため、待ち時間の短縮など利便性の向上が見込まれます。高齢者の通院や買物に限らず、若者の通学、通勤や日常の移動にも対応し、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通サービスの確立を目指します。

次に、基本目標5の「保健・医療・福祉」分野について申し上げます。

村民の健康づくりにつきましては、引き続き第3次西郷村健康増進計画に基づき、「にしGOココカラ元気プロジェクト」を推進し、村民一人一人の健康意識の向上や継続的な健康づくりに努めてまいります。

また、人生100年時代を見据え、生活習慣病の発症及び重症化予防や、がんの早期発見・早期治療に向けて、全力で取り組んでまいります。住民に寄り添ったきめ細やかな保健指導を徹底し、誰もが希望を持ち、健やかに安心して暮らせる村づくりを推進してまいります。

次に、介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活ができるよう地域密着型サービス施設整備を進め、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

さらに、令和8年度は、温泉を活用した健幸づくり基本構想に基づき、村民プール等の社会体育施設での利用に加え、健康づくりへの利活用についても検討を進めます。

また、新庁舎の完成により、保健福祉センター機能が新庁舎へ集約されることから、「やすらぎの家」、「ふれあいの家」の両デイサービスセンターの統合を進め、地域住民の福祉の増進と相互交流の促進を図る施設として、西郷村保健福祉センターを西郷村福祉ふれあいセンターに名称を変更するとともに、改修を進めてまいります。

地域福祉につきましては、西郷村地域福祉計画、西郷村地域福祉活動計画に基づき、住民、地域、行政、各団体等が一体となり、地域共生社会の実現を目指すとともに、地域包括的支援体制の構築を図るため、西郷村社会福祉協議会や関係機関等と連携、協力し各種施策を実施してまいります。

次に、基本目標の「環境保全」分野について申し上げます。

環境対策につきましては、西郷村環境基本計画に基づき、本村の望ましい将来像である「自然と共生し次の世代へつなぐむらにしごう」を実現するため、村、事業者、村民が一体となって、地球温暖化対策や廃棄物対策、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、新庁舎のZEB化や学校施設のLED化など公共施設の環境負荷軽減に積極的に努め、良好な環境を未来の世代に継承するため、省エネ・省資源の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図ってまいります。

廃棄物対策、持続可能な循環型社会の構築については、引き続き生ごみ処理機等購入費の補助を行い、生ごみの減量や再生利用を促進してまいります。

次に、基本目標7の「防犯・防災」分野について申し上げます。

防災・減災対策につきましては、防災拠点となる新庁舎及び防災備蓄倉庫の供用が開始されます。

新庁舎については、業務継続計画に対応した通信網の複数系統化、72時間以上継続使用できる非常用発電の確保、給排水設備の耐震性強化、貯水槽の設置、一時避難スペースを整備し、災害対策本部機能の強化を図ってまいります。

防災備蓄倉庫については、災害対策活動の初動期間に必要な非常食や防災資機材を配備いたします。

消防体制の強化につきましては、西郷村消防団大平班の小型動力ポンプ積載車を更新し、地域消防力の充実を図ってまいります。

また、自主防災組織においては、新規組織の結成や既存組織の充実を支援するとともに、防災訓練の指導やリーダーの育成、会員確保など地域防災活動の促進に向けた取組を支援してまいります。

次に、防犯対策として新たに防犯カメラを幹線道路に整備し、犯罪の未然防止及び抑止を図るとともに、事件等の早期解決につなげ、村民が安全で安心して生活できる環境づくりと地域全体の防犯体制の強化を図ってまいります。

交通安全対策としましては、努力義務化されたヘルメットの購入費用に対する補助を実施し、自転車利用者の交通事故による被害の軽減に努めてまいります。

最後に、基本目標 8 の「行財政運営」分野について申し上げます。

これまで申し上げました政策等を着実に推進していくためには、計画的かつ効果的で持続可能な行財政運営が不可欠であります。第三者委員による外部評価と内部評価の行政評価により、各事業の目的と評価を検証し、必要に応じて見直しやスクラップ・アンド・ビルドを進め、限られた経営資源の選択と集中を図るとともに、将来に向けて責任ある安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、行政 D X 推進につきましては、新庁舎開庁に合わせ書かない窓口システムの導入や各種証明書発行窓口の集約化を図ってまいります。

また、会議等の議事録作成に係る業務の効率化を図るため、A I 音声認識会議録システムの運用や電子決裁機能を備える文書管理により、ペーパーレス化及び事務の効率化、業務用チャットツールによる職員同士や他自治体職員との情報共有の迅速化及び連携強化を進めてまいります。

次に、組織機構につきましては、新庁舎開庁を契機に、新たな行政課題に対し戦略的かつ効率的に対応し、村民サービスの向上に資するため、新たな組織機構をスタートさせます。

協働によるむらづくりにつきましては、コミュニティ活動の活性化や地域課題の解決を図るため、引き続き人と地域の絆づくり推進補助金により、村民活動団体が行う公益的な活動に対して助成してまいります。

また、それらのコミュニティ活動の拠点となる地区公民館等につきましては、エアコンを設置するなど適切な管理に努めるとともに、今後の地区公民館の在り方についても地域住民の皆様と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、広報につきましては、村の L I N E 公式アカウントなど S N S を積極的に活用し、ターゲットを絞り込んだ情報発信や利用者が希望する情報発信を行い、より効果的かつ効率的な情報発信に取り組んでまいります。

次に、当初予算の概要についてであります。令和 8 年度も自主財源、一般財源の要となる地方税の増収が見込まれ、普通交付税の交付を受けない不交付団体となることが見込まれております。

令和 8 年度一般会計当初予算は、新庁舎の建設事業費が大幅に減少したことに伴い、

前年度比25.5%減の118億1,000万円となります。特別会計については、国民健康保険特別会計を前年度比2.8%減の16億5,537万6,000円、介護保険特別会計は前年度比1.7%増の15億5,785万3,000円となり、後期高齢者医療特別会計は前年度比20.7%増の2億7,068万4,000円となります。

また、公営企業会計の収益的支出と資本的支出の合計については、水道事業会計を前年度比23.9%減の5億7,123万2,000円、工業用水道事業会計を前年度比42.3%増の7億9,269万7,000円、下水道事業会計を前年度比3.5%減の11億3,755万1,000円としております。

これら全ての会計を合わせた令和8年度の予算総額は、前年度比18.4%減の177億9,539万3,000円となっております。

以上、令和8年度の村政運営の基本方針及びこれを実現するための主要な施策について、ご説明させていただきました。

令和8年度は、私の3期目のスタートと時を同じくして新庁舎が開庁し、この新庁舎とともに新たな未来をスタートさせる大変意義深い歴史的な年となります。

現庁舎は、昭和42年7月議会内に新庁舎建設調査研究委員会が発足し、役場の位置選定のアンケート調査からスタートいたしました。その後の検討を経て、現在の場所へ移転し、昭和47年（1972年）9月1日に開庁しました。

その間、54年間という長きにわたり、時代ごとの行政需要や社会情勢の変化に応じながら、村政運営の拠点として重要な役割を担ってきました。その歩みの中で、先人たちは幾多の困難に直面しつつも挑戦を重ね、変革を恐れることなく、その時代に即した行政の在り方を追求してまいりました。

こうした先人たちの努力と志を礎として、このたび完成した新庁舎は、これからの村づくりに向けた新たな出発地点であります。私たちもまた、その精神を受け継ぎ、変化を恐れることなく、時代の流れを見据えながら、一步一步着実に前進し、村の未来へとつないでまいります。そのためにも、社会環境や住民ニーズの変化に柔軟に対応し、必要な改革と進化を着実に積み重ねていくことが重要であります。次の世代に希望と誇りを持って引き継ぐことのできる村の未来へ、時代に応じた施策を着実に進めてまいります。

そして、私が掲げる村民一人一人が輝き、誰からも愛される村の実現に向けて、村民の皆様並びに議員各位に、ご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和8年度の施政方針といたします。

続きまして、本日提案いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。

議案につきましては、条例の制定について3件、条例の廃止について1件、条例の全部を改正する条例について2件、西郷村上下水道条例の全部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例1件、条例の一部を改正する条例について14件、工事請負契約について1件、西郷村道路線の認定について1件、指定管理者の指定について2件、令和8年度当初予算7件、令和7年度補正予算7件の計39議案でございます。

議案第 3 号「西郷村職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例」についてありますが、関係法律の一部改正などに伴い職員等の旅費について見直しを行い、関係条例についても所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 4 号「西郷村職員の配偶者同行休業に関する条例」についてありますが、地方公務員法の規定に基づき、新たな規定を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 5 号「西郷村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、西郷村職員の配偶者同行休業に関する条例の上程に伴い、整合を図る必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 6 号「西郷村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、一般職員の年次有給休暇の付与日を変更し、その他職場環境の整備を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 7 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、西郷村職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の上程に伴い、整合を図るとともに、地方公務員法で掲げる専門的な見識を有するものの報酬額を見直すため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 8 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、部制等の導入及び通勤手当等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 9 号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 10 号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 11 号「西郷村教育委員会教育職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 12 号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、関係条例の一部を改正する条例の上程に伴い、整合を図る必要があるため、各条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 13 号「語学指導を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例」についてありますが、今後も本条例を適用するものがないことから、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第 14 号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、災害応急作業等に従事した場合などに、国家公務員の規定に準じ特殊勤務手当の支給ができるよう、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 15 号「西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及び西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてありますが、各関係基準の改正に準じ、主要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 16 号「西郷村墓地管理基金条例」についてありますが、原中第

2 墓地管理組合が解散することに伴い、新たに規定を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 17 号「西郷村墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。墓地の管理運営について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 18 号「西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。当センターの機能が新庁舎に移転することから、当センターの名称変更について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 19 号「西郷村保健福祉センターの設置及び管理に関する条例」についてであります。新庁舎に当センター機能を移転することに伴い、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第 20 号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」についてであります。訪問介護事業の支援を実施するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 21 号「西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。村の道路占用料の確保を国に準じるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 22 号「西郷村下水道条例の全部を改正する条例」についてであります。公共下水道使用料金の改定を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 23 号「西郷村下水道条例の全部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてであります。西郷村下水道条例の全部を改正する条例の上程に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 24 号「白河布引山演習場周辺民生安定施設（公園）設置助成事業令和 7・8 年度債務負担行為折口原公園整備工事（公園・駐車場）請負契約について」であります。議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 25 号「西郷村道路線の認定について」であります。都市計画法の開発行為により、村に帰属となった 2 路線を村道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 26 号及び議案第 27 号「指定管理者の指定について」であります。公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 28 号「令和 8 年度西郷村一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 118 億 1,000 万円であり、昨年の当初予算と比較しますと 40 億 4,000 万円の減となります。前年度比で大幅な減額となりますが、新庁舎建設工事の完成に伴い、建設事業費が大幅に減少したことが主な要因でございます。

なお、当初予算編成につきましては、西郷村第 4 次総合振興計画に掲げている施策の推進と目標の実現に向けて実施しております。

次に、第29号から議案第34号までの各特別会計予算及び各企業会計予算につきましても、それぞれの事業目的達成のための予算計上をしております。

次に、議案第35号「令和7年度西郷村一般会計補正予算（第9号）」であります。今回の補正予算は数字の補正を経て最終補正となりますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ11億182万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ159億5,000万円とするものであります。3月補正予算につきましては、各種事業の事業費調整による減額が大半でございますが、事業目的達成のため、所要の補正を行うものであります。

次に、議案第36号から議案第41号までの各特別会計補正予算及び各企業会計補正予算につきましても、それぞれの事業の事業費調整による減額が大半でございます。事業目的達成のため所要の補正を行うものであります。

以上、本日提案いたしました議案の大要につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 施政方針及び提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第3号から議案第41号までの議案については、さきの全員協議会で細部説明を行っておりますので、省略いたします。

#### ◎白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告

○議長（真船正晃君） 次に、日程第42、白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告であります。

このことについて、当該組合議会の議員である、15番矢吹利夫君の報告を求めます。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番、矢吹です。

白河地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告をさせていただきます。

令和7年第4回定例会が、昨年12月24日組合議場で開催されました。定例会議案は4議案であり、審議の結果、3議案は原案可決、1議案は原案認定されたことを報告します。

また、令和8年第1回定例会が2月27日、組合議場で開催されました。定例会議案は6議案であり、審議の結果、6議案すべてが原案可決されたことを報告します。

議案の結果に関しては、お手元に配付しましたのでご確認ください。また、定例会資料は閲覧ができるように議会事務局に置いてありますので、ご確認をお願いします。

以上で報告を終了します。

○議長（真船正晃君） 15番、矢吹利夫君からの報告が終わりました。

#### ◎例月出納検査及び定期監査結果報告

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第43、例月出納検査及び定期監査の結果の報告を求めます。

西郷村監査委員、真船正康君。

○10番（真船正康君） 監査委員より、例月出納検査並びに定期監査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

令和7年11月期から令和8年1月期までの3か月の例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元に配付した内容となっておりますので、ここにご報告いたします。

以上、監査報告を終わります。

○議長（真船正晃君） 監査委員の報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日は一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時59分）